



## 背景

- 水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき、昭和46年環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」により、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。
- このうち、生活環境の保全に関する環境基準は、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量（BOD）等と水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられており、これらのいずれかの類型を当てはめ、水域の類型を指定することとなっている。
- 類型指定については、2以上の都道府県の区域にわたる水域であって政令で定められたものについては政府が、それ以外の水域については都道府県知事がそれぞれ水域の利用目的や水質汚濁の状況等を勘案して行うとともに、これらの事情の変化に応じて適宜改定することとされている。
- 現在、府内河川では、BOD等は69河川81水域に対し、水生生物の保全に関する項目は60河川65水域に対し、それぞれ類型指定を行っている。
- 類型指定については、平成29年1月に見直しを行い、見直した類型に基づく評価を平成29年度に開始してから5年が経過しており、より一層の水質保全を図るため、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の事情の変化を踏まえて、適切な見直しを行う必要がある。

## 府内河川の類型指定・改定の経緯

### ◆生活環境項目（BOD等5項目）

指定・改定年月	概要	指定水域数						計
		AA	A	B	C	D	E	
昭和45年9月	国が淀川、大和川等の主要河川（20河川26水域）を類型指定（その後、淀川、神崎川、猪名川、大和川を除く16河川は府に移管）	0	1	4	2	4	15	26
昭和48年3月	府が泉州の主要河川（20河川23水域）を類型指定	0	10	10	2	5	22	49
昭和50年10月	府が淀川、大和川の支川（13河川16水域）を類型指定	0	12	19	4	6	24	65
昭和53年4月	府が十三間堀川（河川形態喪失）の類型指定を解除	0	12	19	4	6	23	64
平成4年2月	府が水無瀬川等9河川9水域を類型指定 安威川下流(2)及び大阪市内河川の11水域の類型を改定 大川の指定範囲を拡大（大川→大川及び城北川）	0	14	20	19	4	16	73
平成13年3月	国が神崎川及び猪名川下流(2)の類型を改定	0	14	21	19	5	14	73
平成14年6月	府が安威川下流(1)～(3)等9水域の類型を改定	0	17	23	15	5	13	73
平成15年3月	国が淀川下流(2)の類型を改定	0	17	23	16	4	13	73
平成15年5月	府が神崎川の2次支川等7河川7水域を類型指定 寝屋川等13水域の類型を改定	0	22	27	14	10	7	80
平成21年3月	国が猪名川上流の類型を改定	0	23	26	14	10	7	80
平成21年6月	府が寝屋川等15河川17水域の類型を改定	0	29	27	8	13	4	81
平成29年1月	府が天竺川を類型指定 芥川等8河川8水域の類型を改定（3河川水域で大阪府初のAA類型を指定） 安威川下流の類型範囲を統合	3	26	29	8	11	4	81

### ◆水生生物の保全に関する項目（全亜鉛等3項目）

指定・改定年月	概要	指定水域数				計
		生物A	生物特A	生物B	生物特B	
平成18年6月	国が大和川（全域）を類型指定	0	0	1	0	1
平成21年6月	府が54河川59水域を類型指定	9	0	51	0	60
平成21年11月	国が淀川（全域）、神崎川（安威川、猪名川を除く神崎川）、猪名川(2)（ゴルフ橋より下流）を類型指定	9	0	54	0	63
平成29年1月	天竺川、恩智川、大津川下流を類型指定 安威川下流の類型範囲を統合	9	0	56	0	65

## 水質環境基準の達成状況

### ◆生活環境項目

#### （例）BODの達成率の推移

・達成率欄中の（m/n）は、nは各類型の総水域数、mは環境基準を達成した水域数を表す。

類型	基準値（BOD）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度*
		達成率 [%]	達成率 [%]	達成率 [%]	達成率 [%]	達成率 [%]
AA	1mg/L以下	100(3/3)	100(3/3)	100(3/3)	100(3/3)	66.7(2/3)
A	2mg/L以下	92.3(24/26)	88.5(23/26)	92.3(24/26)	92.3(24/26)	96.2(25/26)
B	3mg/L以下	96.6(28/29)	96.6(28/29)	96.6(28/29)	96.6(28/29)	93.1(27/29)
C	5mg/L以下	87.5(7/8)	100(8/8)	100(8/8)	100(8/8)	100(8/8)
D	8mg/L以下	100(11/11)	100(11/11)	100(11/11)	100(11/11)	100(11/11)
E	10mg/L以下	100(4/4)	100(4/4)	100(4/4)	100(4/4)	100(4/4)
合計		95.1(77/81)	95.1(77/81)	96.3(78/81)	96.3(78/81)	95.1(77/81)

※令和3年度は速報値により算定。

### ◆水生生物の保全に関する項目

#### （例）全亜鉛の達成率の推移

・達成率欄中の（m/n）は、nは各類型の総水域数、mは環境基準を達成した水域数を表す。

類型	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度*
		達成率 [%]	達成率 [%]	達成率 [%]	達成率 [%]	達成率 [%]
生物A	0.03mg/L以下	100(9/9)	100(9/9)	100(9/9)	100(9/9)	100(9/9)
生物B	0.03mg/L以下	91.1(51/56)	91.1(51/56)	87.5(49/56)	92.9(52/56)	82.1(46/56)
合計		92.3(60/65)	92.3(60/65)	89.2(58/65)	93.8(61/65)	84.6(55/65)

※令和3年度は速報値により算定。

○ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）については、平成29年度から令和3年度まで全ての類型で達成率100%。

## 検討内容（案）

- 類型指定の基本的な考え方について
- 水域の利用目的や水質汚濁の状況等の事情の変化を踏まえた類型指定の見直しについて

### （ポイント）

・上位類型への見直し

## 検討スケジュール（案）

令和4年 6月8日 環境審議会に諮問  
水質部会において審議  
9月頃 パブリックコメントの募集  
12月頃 環境審議会から答申  
令和5年 1月頃 類型指定について告示

令和5年度から新たな類型に基づいた環境基準の達成状況の評価を実施

## 現在の指定の状況

区分	河川水域名	範囲	現在の類型	
			BOD等	水生生物の保全
淀川水域	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	B/ハ	生物B/I
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	C/I	-
	船橋川	全域	B/ハ	生物B/I
	樋谷川	全域	B/ハ	生物B/I
	櫛尾川	全域	B/I	生物B/I
	天野川	奈良県界より下流	B/ハ	生物B/I
	芥川(1)	京都府界から藤原橋まで	A/AI	生物A/I
	芥川(2)	藤原橋より下流	A/I	生物B/I
	水無瀬川	全域	A/I	生物A/I
	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	B/D	生物B/I
神崎川水域	天竺川	全域	B/I	生物B/I
	安威川上流	茨木市取水口より上流	A/I	生物A/I
	安威川下流(1)・(2)	茨木市取水口から大正川合流点まで	A/I	生物B/I
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	B/D	生物B/I
	佐保川及び茨木川	全域	A/I	生物B/I
	大正川	全域	A/I	生物B/I
	勝尾寺川	全域	A/D	生物B/I
	猪名川上流	箕面川合流点より上流	A/I	生物B/I
	猪名川下流(2)	深川分岐点から深川合流点まで	D/I	-
	箕面川(1)	箕面市取水口より上流	A/AI	生物A/I
寝屋川水域	箕面川(2)	箕面市取水口から兵庫県界まで	A/I	生物A/I
	余野川	全域	A/I	生物A/I
	千里川	全域	A/I	生物B/I
	田尻川	兵庫県界より上流	A/I	生物A/I
	一庫・大路次川	京都府界から兵庫県界まで	A/I	生物A/I
	山辺川	全域	A/I	生物A/I
	寝屋川(1)	住道大橋より上流	B/I	生物B/D
	寝屋川(2)	住道大橋より下流	D/D	-
	恩智川	全域	C/D	生物B/D
	古川	全域	D/D	-
大阪市内河川	第二寝屋川	全域	D/I	-
	平野川分水路	全域	D/I	-
	平野川	全域	D/I	-
	大川	大川全域及び城北川全域	B/I	生物B/I
	堂島川	全域	B/I	生物B/I
	土佐堀川	全域	C/I	生物B/I
	道頓堀川	全域	B/I	生物B/I
	正連寺川	全域	B/I	生物B/I
	六軒家川	全域	B/I	生物B/I
	安治川	全域	B/I	生物B/I
大和川水域	尻無川	全域	B/I	生物B/I
	木津川	全域	B/I	生物B/I
	木津川運河	全域	B/I	生物B/I
	住吉川	全域	B/D	生物B/I
	東横堀川	全域	B/I	生物B/I
	石川	全域	B/I	生物B/I
	千早川	全域	A/I	生物B/I
	天見川	全域	A/I	生物B/I
	石見川	全域	A/AI	生物A/I
	飛鳥川	全域	C/D	生物B/I
泉州諸河川水域	梅川	全域	A/I	生物B/I
	佐備川	全域	A/I	生物B/I
	大和中流	桜井市初瀬取入口から浅香山まで	C/ハ	生物B/I
	大和川下流	浅香山から下流	D/ハ	-
	東除川	全域	C/D	生物B/D
	西除川(1)	狭山池流出端より上流	B/D	生物B/I
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	D/D	-
	石津川	全域	D/I	-
	和田川	全域	C/D	生物B/I
	大津川上流	泉大津市高津取水口より上流	B/D	生物B/I
泉州諸河川水域	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	C/I	生物B/I
	牛滝川	全域	B/D	生物B/I
	松尾川	全域	B/ハ	生物B/I
	櫛尾川	全域	B/I	生物B/I
	父鬼川	全域	A/I	生物B/I
	春木川	全域	D/I	-
	津田川	全域	E/I	-
	近木川上流	栴谷川合流点より上流	B/I	生物B/I
	近木川下流	栴谷川合流点より下流	D/I	-
	見出川	全域	D/I	-
佐野川	全域	E/I	-	
櫻井川上流	鬼田橋より上流	B/I	生物B/I	
櫻井川下流	鬼田橋より下流	E/I	-	
男里川	全域	A/I	生物B/D	
金熊寺川	全域	A/I	生物B/I	
菟城川	全域	A/I	生物B/I	
山中川	全域	A/I	生物B/I	
菑川	全域	A/I	生物B/I	
大川	全域	A/I	生物B/I	
東川	全域	A/I	生物B/I	
西川	全域	A/I	生物B/I	



注1：網掛けは国が類型指定を行う水域を示す。  
 注2：「-」は類型指定がされていないことを表す。  
 注3：表中のイ、ロ及びハは達成期間を示し、その分類は次のとおり。  
 イ：直ちに達成  
 ロ：5年以内に可及的速やかに達成  
 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

## 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

### ●生活環境項目（5項目）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと	2 mg/L 以上	-

(評価方法)  
 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする。  
 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。  
 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。  
 5 大腸菌数に用いる単位は、CFU（コロニー形成単位(Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることとする。  
 6 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準において、日間平均値の75%値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注)  
 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧酸素性水域の水産生物用及び水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水産3級：コイ、フナ等、β-中層性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

### ●水生生物の保全に関する項目（3項目）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A、又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(評価方法) 基準値は、年間平均値とする。